３．預入手荷物検査の実施主体

預入手荷物検査は、指定検査場においては空港等の管理者、指定検査場以外の場所においては航空運送事業者等が実施主体として実施することが規則に定められている。また、この実施主体については、今後、二10. に示す空港ごとの検討の結果を踏まえて、空港等の管理者への移行を計画的に進めていく。各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に預入手荷物検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。預入手荷物検査の実施に当たっては、法及び規則の規定に従い、各実施主体は必要な措置を講じた上で他の者に検査を委託することができる。

４．　（略）

５．検査方法

預入手荷物検査は、３．に掲げる実施主体が４．に定める機器を使用して爆発物等が預入手荷物に含まれていないか確認することを基本とし、機器による検査で爆発物等が手荷物に含まれていると疑われる場合、機器が故障により使用できない場合等の必要な場合に開披検査により実施するものとする。また、大規模イベント時等、国内外の脅威リスクの増加時等には、必要に応じ追加的な検査を実施するものとする。預入手荷物検査において爆発物等が発見された場合は、あらかじめ定める手順により、警察への引き渡し等を含む必要な対応をとるものとする。

航空運送事業者等は、預入手荷物の受託に当たって、旅客から預け入れられた預入手荷物について、旅客から受託した時点から航空機内に積載するまでの間、外部から危険物等が混入されないよう保安措置をとるものとする。また、搭乗旅客と預入手荷物との照合を行うとともに、不一致が発生した場合には適切な対応をとるものとする。

さらに、預入手荷物の受託及び検査の実施に当たって、六５．⑶に示すとおり、旅客等が正当な理由なく検査の実施等に当たって必要となる措置を拒む場合や検査の適確な実施等に支障を及ぼす行為を行う場合には、必要な要件を満たしたうえで空港等の設置者等による指定を受けた検査員等の職員は、旅客等に対して法第131条の２の３第２項に基づき、必要な指示を行うことができる。

６．　（略）

五　保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

（略）

１．～３．　（略）

４．保安検査等の実施主体及び費用負担のあり方の検討

保安検査等の実施主体については、今後、二10. に示す空港ごとの検討の結果を踏まえて、空港等の管理者への移行を計画的に進めていく。また、保安検査等に係る費用についても、基本的には航空運送事業者等と空港等の管理者とで折半して負担するとの考え方を維持することとした上で、保安検査の直接的な受益者である旅客からの透明性のある形での負担とするための方策について、空港ごとに引き続き検討を進めていく。

３．預入手荷物検査の実施主体

預入手荷物検査は、航空運送事業者等が実施主体として実施することが規則に定められており、各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に預入手荷物検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。預入手荷物検査の実施に当たっては、法及び規則の規定に従い、各実施主体は必要な措置を講じた上で他の者に検査を委託することができる。なお、預入手荷物検査の実施主体については、二10. に示すとおり、引き続きそのあり方について有識者による会議体等も活用し、政府が主導して関係者間で検討を進めることとする。

４．　（略）

５．検査方法

預入手荷物検査は、３．に掲げる実施主体が４．に定める機器を使用して爆発物等が預入手荷物に含まれていないか確認することを基本とし、機器による検査で爆発物等が手荷物に含まれていると疑われる場合、機器が故障により使用できない場合等の必要な場合に開披検査により実施するものとする。また、大規模イベント時等、国内外の脅威リスクの増加時等には、必要に応じ追加的な検査を実施するものとする。預入手荷物検査において爆発物等が発見された場合は、あらかじめ定める手順により、警察への引き渡し等を含む必要な対応をとるものとする。

預入手荷物の実施に当たって、旅客から預け入れられた預入手荷物について、旅客から受託した時点から航空機内に積載するまでの間、外部から危険物等が混入されないよう保安措置をとるものとする。また、搭乗旅客と預入手荷物との照合を行うとともに、不一致が発生した場合には適切な対応をとるものとする。

さらに、預入手荷物検査の実施に当たって、六５．⑶に示すとおり、旅客等が正当な理由なく検査の実施に当たって必要となる措置を拒む場合や検査の適確な実施に支障を及ぼす行為を行う場合には、必要な要件を満たしたうえで空港等の設置者等による指定を受けた検査員等の職員は、旅客等に対して法第131条の２の３第２項に基づき、必要な指示を行うことができる。

６．　（略）

五　保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

（略）

１．～３．　（略）

４．保安検査等の実施主体及び費用負担のあり方の検討

保安検査等の実施主体のあり方は、効率的かつ効果的に保安検査等を行う体制をどのように整備するかという観点から、保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上の実施に直結する課題である。

また、保安検査等の費用負担のあり方についても、保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に当たって必要不可欠な論点であり、その財源をどのように確保していくか、また、受益者に負担を求める場合はどのように徴収していくかという点は、密接に関連する保安検査等の実施主体のあり方と併せて一体的に検討を進めていくべき課題である。